

令和6年

6月

もみやま駐在所だより

《編集・発行》

鹿沼警察署

電話62-0110

縦山駐在所

電話64-0570

自転車のルールを守ろう

栃木県内では、令和5年中自転車
が関係する事故は人身事故の約4分
の1を占めているほか、そのうち自
転車側の7割強に何らかの法令違反
があることから自転車対策が喫緊
の課題となっています。

自転車が関係する事故の当事者9
89人のうち、高齢者が329人
(33.3%)と最も多く、次いで高
校生が174人(17.6%)であ
り、高齢者と高校生で過半数を占め
ています。

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す(14歳以上の者・3年のうちに2回)と、自転車運転者講習の対象となります。講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

対象となる危険行為とは・・・

- 信号無視 ●遮断踏切立入り ●指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反 ●制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 酒酔い運転 ●通行禁止違反 ●交差点安全進行義務違反等
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 交差点優先者妨害 ●通行区分違反 ●環状交差点安全進行義務違反等
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ●安全運転義務違反 ●妨害運転

特殊詐欺にご注意

〇〇市役所(NPO法人
〇〇)の者です。
還付金がありますので近
くのスーパーのATMで
手続きしてください。



だまされないために詐欺対策を!

★迷惑防止機能付電話機で 詐欺対策を★

～詐欺の電話を受けないための対策を取り
ましょう～

「自動録音機能」「警告ガイダンス機能」
が付いた電話機は、犯人は自分の声を録音
されることを嫌うため効果的です。被害防
止のためご家庭の固定電話機の
買い替えをお勧めします。

